

桜台4番街自治会長 殿

集会所ギャラリー使用申込書

年 月 日

桜台4番街集会所ギャラリーの使用を次の通り申し込みます。

申込者氏名：	印 住 所：	電話番号：
使用期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
<input type="checkbox"/> 申込者に同じ 使用(責任)者氏名：	住 所：	電話番号：
[団体で使用する場合]	団体名：	参加者数： 名
作品点数 点	作品の種別	<input type="checkbox"/> 絵画・ <input type="checkbox"/> 書道・ <input type="checkbox"/> 写真・ <input type="checkbox"/> 手工芸・ <input type="checkbox"/> その他 ()
団体(サークル、教室等)及び展示作品の概要： ※ 記入例：〇〇団地集会所〇〇書道教室有志の参加です。作品は、日常練習している漢詩、近代詩、和歌などの作品です。		

殿		
集会所ギャラリー使用承認書		
集会所ギャラリーの使用について	<input type="checkbox"/> 上記申込書の通り	承認します。
	<input type="checkbox"/> 下記の条件で	
<u>条件(変更内容等)</u>		
年 月 日		
桜台4番街自治会長 名越 均 印		

※ 別紙：集会所ギャラリー使用規則及び使用細則の要旨を遵守していただきます。

- ★ 壁面は、約12メートルで、懸吊ワイヤーは19本です。(19点で一点あたり約60cm幅です。)
- ★ 懸吊ワイヤーの1本の重量制限は、5kgです。
- ★ 参加者数及び作品点数等は、状況により、概数でも結構です。
- ★ 小作品等は、数点まとめて1パネルまたは1枚の台紙で展示して構いません。

● 集会所ギャラリー使用要領について ●

(集会所ギャラリー使用規則及び使用細則の抜粋)

1 使用の原則

(1) 使用者の範囲

使用者は、桜台4番街団地居住者、同居住者の加入する団体及び自治会が支援する団体等とします。

(2) 使用の目的

使用の目的は、原則として使用者の個人及びグループが制作した作品を発表する場として使用して下さい。その他の物の展示を希望される場合は、自治会長にご相談下さい。

(3) 使用者の責任

使用者等は、集会所使用細則に基づき、ギャラリーの懸吊設備・用具及び壁面の使用に際し、善良な管理者としての注意をもって使用するものとし、使用者の故意または使用上の過失による破損及び汚損については原状に復する責任を負うものとします。また、使用にあたり、集会所利用者の通行を妨げないようにして下さい。

2 展示物

(1) 展示物の形状と内容

展示物は、ギャラリー壁面の懸吊具により展示可能な絵画、書道、写真及び手工芸品等の平面的作品とし、その内容は、公序良俗に反しないものであるとともに、幼児・児童の健全な情操の育成に支障を来さないものとします。ご心配な場合は、自治会長にご相談下さい。

(2) 展示物の保護

ギャラリーは、集会所施設利用者の通路に面しており、また、集会所施設利用時は、集会所入口が開放されているため、集会所利用者及び無断侵入者の故意または過失による展示物の破損、汚損及び盗難等の事故について、自治会及び管理組合はその責めを負わないものとします。

ただし、使用者は、上記の事故を防止するため、監視員を置くことができます。

3 使用の申し込み

(1) 使用の優先順位

使用の優先順位は、自治会及び管理組合の諸行事のほかは、原則として、使用者の申込順によるものとします。ただし、特別の事情により順位を変更する場合には、自治会長は、影響の及ぶ使用者と使用順位の変更について調整させていただきます。

(2) 使用申込要領

ギャラリーの使用申込は、使用者が、別に定める申込用紙に、所定の事項（使用者等、使用期間及び展示物等）記入の上、原則として1ヶ月前までに、自治会長に提出することにより行なうものとします。

なお、使用期間は、原則として1ヶ月以内とします。ただし、展示物等の内容等が未定の場合は、計画の概要を提出することにより、他の使用者等に影響しない範囲で、使用期間の予約をすることができます。

(3) 使用承認

自治会長が、ギャラリーの使用を認めた場合は使用者に使用承認書を発行します。

なお、使用者は、使用承認後において使用申込の内容を変更する場合は、速やかに自治会長に変更内容を通知し、その承認を受けて下さい。

4 使用要領

(1) 陳列・搬出

展示物の陳列及び搬出作業は、管理人の許可を得て実施し、その指示に従ってください。

(2) 管理時間外の使用

管理人の勤務時間外に前項(1)の作業及びギャラリーを公開する場合には、管理組合の「集会所使用規則」及び「同細則」に基づき、集会所使用の許可を得て下さい。この場合、使用者は、監視員を置くことにより、ギャラリー関係者及び鑑賞（見学）者以外の集会所立ち入りを防止するとともに、集会所各室の使用許可がない場合は、階下のトイレ及び水飲み場を除き、立ち入らないようにして下さい。

5 使用停止

自治会長が、展示物の内容及び展示方法等に関し、「集会所ギャラリー使用規則」及び「ギャラリー使用細則」に抵触する事実を確認した場合には、使用者に改善を求めます。

使用者が、改善に応じない場合には使用承認を取り消すことがあります。